

シックハウスとは？

現行の改正建築基準法には、シックハウス対策が盛り込まれている。
 設計者や施工者には、建築確認申請や検査、住宅性能評価などの様々な場面で、
 建材や設備について、法規の新しいルールが課せられている。

Sick Building Syndrome [シックビルディング シンドローム]

- 欧米では1980年代になって、主にビルの不衛生な空調設備を介した健康被害が社会問題に発展、住宅へも波及。
- 日本で「シックハウス」という言葉が定着した背景には、2000年頃に、新築マンションや住宅あるいは学校など、いわゆる住環境に直結した場所での健康被害が増加したことがあげられる。

化学物質過敏症の主な症例

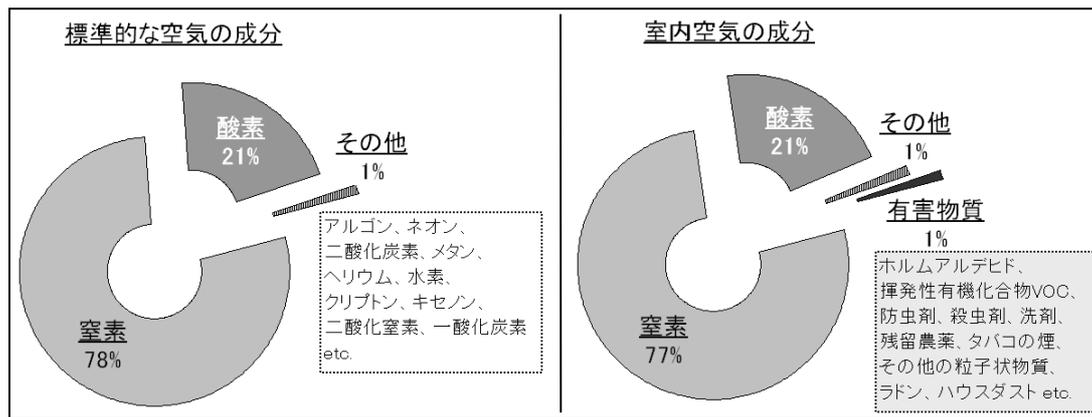
以下が単独あるいは複合した症状を示す

- ・目、特に眼球結膜、鼻粘膜および喉の粘膜への刺激
- ・唇などの粘膜が乾燥
- ・皮膚に紅斑、じんま疹、湿疹を発疹
- ・疲労を感じやすい
- ・頭痛、気道の病気に感染しやすい
- ・息が詰まる感じや気道がげいげい音を出す
- ・非特異的な過敏症になる
- ・めまい、吐き気、嘔吐を繰り返す

シックハウス症候群は建物と部材に起因する症例

室内空気は汚れやすい！

－「住まいの科学情報センターWeb サイトより／WHO[世界保健機関] 空気質ガイドライン 2000－



室内は常に化学物質にさらされている

シックハウス対策に係る改正建築基準法施行 (平成 15 年 7 月 1 日)

[概要]

- (1) 規制対象の化学物質：クロルピリホス (有機リン系防蟻剤)、ホルムアルデヒド (VOC の一種)
- (2) クロルピリホスに関する規制：居室を有する建築物にクロルピリホスを添加した建材を使用禁止
- (3) ホルムアルデヒドに関する規制 (指針値：0.08ppm 以下／においを感じる程度)

1.内装の仕上げの制限：	居室の種類及び換気回数に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材の面積制限を行う。
2.換気設備の義務付け：	ホルムアルデヒドを発生する建材を使用しない場合でも、家具からの発生があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置を義務付ける。
3.天井裏等の制限：	天井裏等は、下地材をホルムアルデヒドの発散の少ない建材とするか、機械換気設備を天井裏等も換気できる構造とする。

※住宅性能表示制度においては、ホルムアルデヒドを必須測定物質、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンの4種を任意測定物質とし、各基準値を設けている。なお、任意選択物質として指定されていたアセトアルデヒドは2004年に除外

シックハウスについての詳細は→住まいの科学情報センター <http://www.envhealth.org/>